

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【公開番号】特開2017-218687(P2017-218687A)

【公開日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-048

【出願番号】特願2016-112978(P2016-112978)

【国際特許分類】

D 0 4 B 1/24 (2006.01)

D 0 4 B 1/00 (2006.01)

【F I】

D 0 4 B 1/24

D 0 4 B 1/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月27日(2018.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来から、横編機を用いた往路編成と復路編成とを備える折り返し編成によって、筒状編地に傾斜縁部を形成することが行われている。例えば、特許文献1には、折り返し編成の一種である引き返し編成を用いて、ニットウェア(筒状編地)の衿ぐりの一部を構成する傾斜縁部を編成する技術が開示されている。なお、編成の分野では、折り返し編成のうち、折り返し端でタック編成などを行なながら徐々に編幅を減らす編成を、特に引き返し編成と呼んでいる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明の筒状編地の編成方法では、往路編成の終了から復路編成を開始するまでの間に複数回の割増やしを行なっている。その結果、往路編成によって編成される往路編目列の終端編目と、復路編成によって編成される復路編目列の始端編目との間に複数の増し目が形成された本発明の筒状編地を編成することができる。これら複数の増し目によって、往路編目列と復路編目列の折り返し端側に傾斜縁部の少なくとも一部が形成される。ここで、本発明の筒状編地の編成方法で編成したどの編目が、筒状編地の増し目となるかについては、実施形態にて説明を行なう。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 5】

図3のS0に示すように、FDには左前身頃51と左袖61の前側部分が、BDには後身頃53と左袖61の後側部分が係止されている(破線の右側が左袖61)。この状態か

ら本発明の筒状編地の編成方法を用いて傾斜縁部 7 1 を編成する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 0】

S 4 では、割増やし目 1 3 と、S 3 で B U に移動させた編目列とを、F D の右方向（折り返し端から離れる方向）に 1 目分ズレた位置に移動させる（工程 B 相当）。この S 4 により、終端編目 1 1 と新規編目 1 2 との間に割増やし目 1 3 が移動される。また、S 4 により、左前身頃 5 1 の編目と左袖 6 1 の編目とが重ねられた重ね目 1 5 が形成される。重ね目 1 5 を形成して左袖 6 1 の編幅を減らすことで、終端編目 1 1 と新規編目 1 2 との間に割増やし目 1 3 を挿入しても、F D に係止される編目列の編幅と B D に係止される編目列の編幅とを揃えることができる。なお、重ね目 1 5 により左前身頃 5 1 の編幅は小さくならない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 1】

また、4 つ以上の増し目を編成する場合、上述した考え方と同様の考え方に基づいて4 つ目の増し目を編成することができる。つまり、2回目の工程 C の後に 3 回目の工程 B を行ってから、3回目の工程 C を行う。